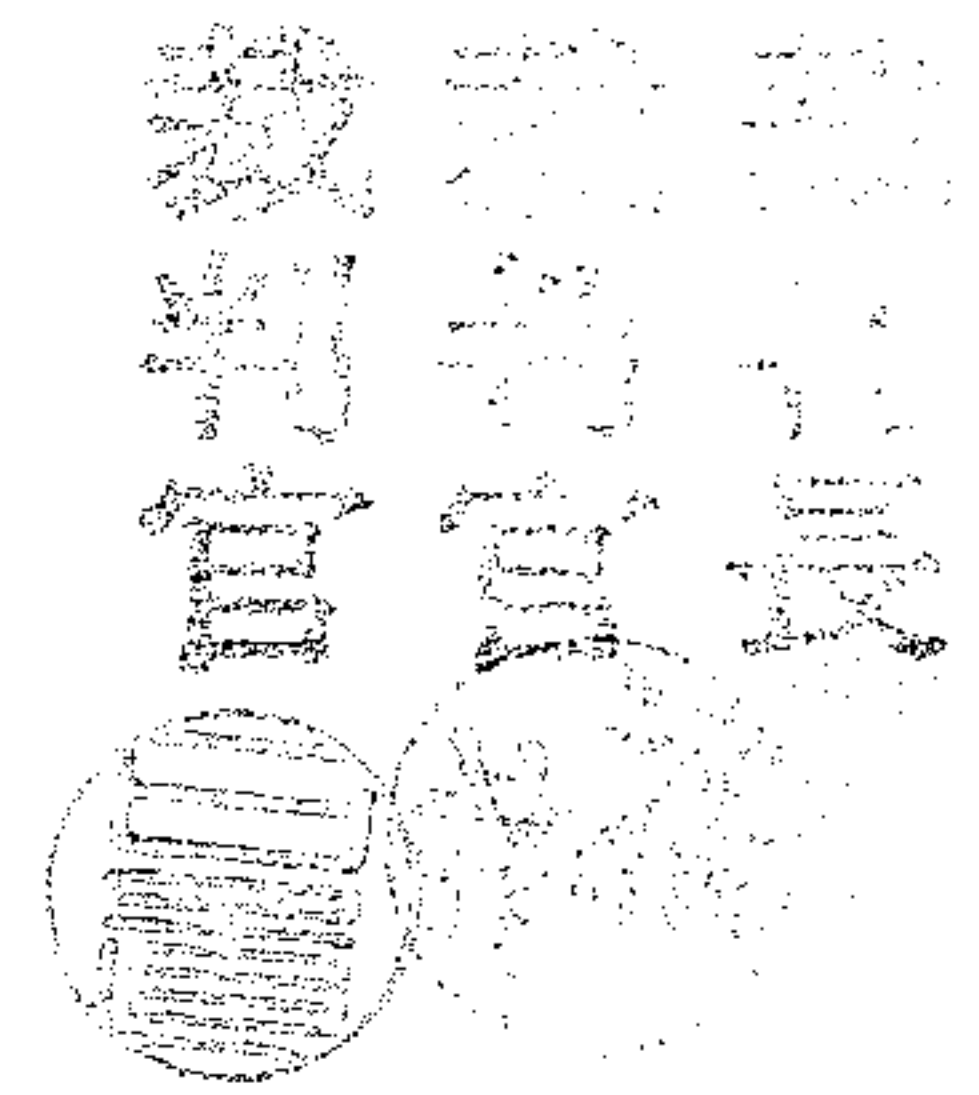
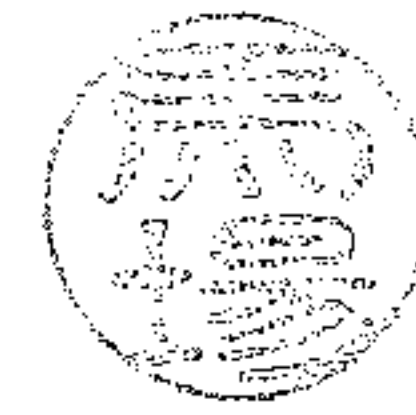


平成22年(ミ)第1号乃至3号 会社更生事件
更生会社株式会社日本航空インターナショナル



管財人任務終了による計算報告書

平成23年4月21日

東京地方裁判所民事第8部 御中

更生会社 株式会社日本航空インターナショナル

管財人 株式会社企業再生支援機構

管財人 片山英二

頭書事件について、貴庁より平成23年3月28日に更生手続の終結決定をいただき、管財人の任務を終了いたしましたので、会社更生法第82条1項により、次のとおり計算の報告をいたします。なお、更生会社は、同年4月1日、商号を日本航空株式会社に変更いたしました。

第1 はじめに

更生会社グループは、航空運送事業という公共交通機関としての重要な役割を担うことから、運航の安全と継続が図られることを大前提に、早期に再生の目途を付ける必要があったところ、更生手続開始申立の前後を通じ、関係各位の協力を得ることにより、運航の安全と継続を図りつつ、抜本的な財務リストラ等を実施し、早期の更生手続終結に至ることが可能となった。

具体的には、更生手続開始申立て前には、申立後に想定される資金不足に対応するため、主要債権者および株式会社企業再生支援機構より、最大6000億円の融資枠設定の合意を得た。また、政府との事前協議により、申立直後に、政府より支援表明を受けた。さらに、更生手続開始申立においては、運航継続等の目的を趣旨とする貴庁の会社更生手続の柔軟な運用により、即日、更生手続開始決定の発令を受けるとともに、後述のとおり、運航維持に必要な商取引先の有する商取引債権を保護するため会社更生法47条5項後段による弁済許

可の発令を受けた。このような、関係各位の協力により、更生手続における混乱を回避することができ、迅速な再生への取組を可能とし、申立から約7ヶ月後の平成22年8月31日に更生計画案の提出、同年11月30日に、更生計画の認可に至ることが可能となった。

かかる早期の更生手続終結が果たせたのも、関係各位のご協力の賜であり、心より感謝申し上げたい。

第2 更生手続開始申立てから終結までの経過について

別紙1 申立てから終結までの経過記載のとおり

第3 更生手続中の更生会社の概況等について

1 安全運航の維持と商取引債権の保護

管財人は、安全運航を維持するとともに、更生会社の事業価値を最大限維持するため、商取引債権の保護、顧客マイレージの保護、航空機リース料債権の保護等の方針をとり、開始決定と同時に貴庁より法47条5項後段に基づく包括的な弁済許可を得るとともに、その周知徹底につとめた。

その結果、開始決定直後から、運航は支障なく継続され、取引先に混乱が生じることもなく、更生会社は順調に従前の事業を継続することができた。

2 外国倒産処理手続の承認手続申請

多数の債権者が存在する国においては、当該国内の更生会社の資産にも倒産手続の効力が及ぶことを明確にするため、管財人は、貴庁の許可を得て、米国、英国、カナダ、オーストラリアにおいて、外国倒産処理手続の承認申請を行った。

3 管財人は、更生会社における抜本的な改革を行うため、以下の取組みを行った。

(1) 「経営管理体制の構築」に向けた取組み

機動的な経営判断を可能にするため、更生会社グループの損益実態および財務実態の適宜かつ迅速な把握を行うための体制整備を行った。

(2) 「路線ネットワークの最適化」に向けた取組み

最適な路線ネットワークを再構築するという観点から、大型航空機の退役や赤字路線からの撤退等を行った。

(3) 「アライアンスの積極的活用」に向けた取組み

アメリカン航空を中心としたワンワールドに残留することを決定し、独占禁止法適用除外申請を行うとともに、アメリカン航空と進める共同事業の具体化に向けたプロジェクトチームを組成し、協議を行った。

(4) 「人員の適正化・人件費削減」に向けた取組み

事業規模に見合った人員規模の適正化を進めるため、特別早期退職措置さらには希望退職措置を行った。また、最終的に目標数に届かなかったことから、やむを得ず整理解雇を実施した。

また、総人件費を削減するため、基本賃金および諸手当等について、削減を行った。

(5) 「グループ会社の再編」に向けた取組み

経営資源の航空運送事業への集中を図るため、周辺事業領域における子会社の売却を進めた。

(6) 「施設改革」に向けた取組み

不要となった格納庫等の空港関連施設の返却や不動産賃料の大幅な削減に取り組んだ。

(7) 「年金制度改革」に向けた取組み

更生会社の企業年金基金である JAL 企業年金基金には、多額の積立不足が存在し、更生会社は JAL 企業年金基金に対し、多額の債務を負担していた。かかる債務が、更生会社の財政状態を逼迫させていたことから、受給者、待期者および加入者のそれぞれ3分の2以上の同意を得る等所定の手続を経たうえで、厚生労働大臣の認可を得て、年金給付額の減額改定を行った。

4 公租公課削減等への要望

更生会社の高コスト体質の要因の1つとして、世界的に稀な航空機燃料税等の存在や高水準の着陸料の存在等があったことから、管財人は、日本国政府に対し、公租公課の減免等を求める要望書を提出した。

5 意識改革

管財人は、社員の意識改革に向け、意識改革準備室を立ち上げて社員教育カリキュラムを実施し、早期再生・継続的發展を成し遂げるために社員が持つべき意識や価値観を企業風土として定着させることに努めた。

6 処分対象目的物の売却，リファイナンスおよび更生債権等の弁済

(1) 処分対象目的物の売却および当該目的物に係る更生担保権の弁済

管財人は、担保資産である航空機その他の処分対象目的物の売却活動を行い、これら目的物に係る更生担保権の弁済を行った。管財人は、債権者の意向に極力従うことおよび更生計画に従って可能な限り弁済額を極大化することを方針として処分対象目的物の売却活動を行った。

(2) リファイナンスおよび更生債権等の弁済

更生会社は、貴庁の許可取得のうえ、平成23年3月28日に金融機関より金銭の借入等を受けるとともに、同日、更生計画第4章、第2節、第1、2、(2)および同章、第4節、第2、4に基づき、更生債権等の未弁済額の繰上げ一括弁済を行った（なお、弁済の一部は同月24日に行った）。

これにより、更生会社は、未確定の更生債権等を除く、全ての更生債権等の弁済を終了した。

7 更生手続終結後の事業

更生会社は、更なるコスト構造改革、従業員意識の改革等を進め、コア事業である航空運送事業に注力し、事業活動を行っている。

第4 更生計画認可決定から平成23年2月28日（更生手続終結決定の直前月次決算）までの売上高および損益の実績

別紙4 損益計算書記載のとおり

第5 更生債権等の弁済実績

別紙5 更生債権等弁済総括表記載のとおり

第6 更生手続中の資産の増減

別紙6 比較貸借対照表記載のとおり

以上

添付資料：

別紙1 申立から終結までの経過

別紙2-1 会社組織図（平成23年3月現在）

別紙2-2 会社組織図（平成21年12月現在：申立前）

- 別紙3 従業員推移表
- 別紙4 損益計算書(平成22年12月1日から平成23年2月28日まで)
- 別紙5 更生債権等弁済総括表
- 別紙6 比較貸借対照表(平成22年1月19日から平成23年2月28日まで)

申立から終結までの経過

別紙 1

平成22年(ミ)第1号乃至3号 更生会社株式会社日本航空インターナショナル

日付	項目	備考
平成22年1月19日	更生手続開始申立て 更生手続開始決定/株式会社企業再生支援機構及び片山英二が管財人に選任された。	
平成22年1月20日	航空リース債権者向け説明会	更生会社にて開催
平成22年1月21日, 同月22日	金融債権者向け説明会	更生会社にて開催
平成22年3月19日	債権届出期限	
平成22年5月28日	認否書提出期限	当初, 平成22年4月30日であったところ, 同年5月7日に変更され, さらに同月28日に変更された。
平成22年5月31日から同年6月14日まで	債権調査(一般調査期間)	当初, 平成22年5月14日から同月24日までであったところ, 認否書提出期限の変更に伴い, 債権調期間も変更された。
平成22年6月30日	財産評定提出	
平成22年8月31日	更生計画案提出	当初, 平成22年6月30日とされていたところ, 平成22年8月31日に変更された。
平成22年8月31日	付議決定	書面投票による。投票期間は平成22年9月10日から同年11月19日まで
平成22年11月19日	更生計画案に対する投票期間終了	【(株)日本航空】 更生担保権の組100%の同意 更生債権の組96.43%の同意 【(株)日本航空インターナショナル】 更生担保権の組100%の同意 更生債権の組96.79%の同意 【(株)ジャルキャピタル】 更生担保権の組96.56%の同意
平成22年11月30日	更生計画認可決定	
平成22年12月1日	合併※1, 更生計画に基づく株主の権利の変更※2, 定款の変更, 役員を選任等を実施	※1(株)日本航空インターナショナルを存続会社とした更生3社の合併及び関連会社2社の合併 ※2発行済株式全部の無償取得, 取得した株式消却, 資本金の額の減少, 募集株式の発行等
平成22年12月29日	更生計画認可決定の確定	
平成22年12月20日	優先的更生債権(租税)の弁済実施	
平成22年12月15日から平成23年2月7日まで	優先的更生債権(労働債権)の弁済実施	
平成23年2月18日から同月22日まで	更生債権(国内債)の弁済実施	
平成23年3月28日(一部同月24日)	金融機関からのリファイナンス 更生債権等の弁済実施	※担保資産の売却及び当該資産に係る更生担保権の弁済は随時行った。
平成23年3月28日	更生手続の終結決定の申立て 更生手続の終結決定	

従業員 の 推 移

別紙 3

平成 22 年 (三) 第 1 号 乃至 3 号 更生会社株式会社日本航空インターナショナル

時 点 区 分	更生手続開始申立時 (平成22年1月19日)			更生手続認可決定時 (平成22年11月30日)			平成22年2月28日現在			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
(株) 日 本 航 空	正 社 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	嘱託・契約社員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	
	出向者	6	0	6	6	0	6	0	0	
	合 計	6	0	6	6	0	6	0	0	
(株) 日 本 航 空 イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	正 社 員	9614	7297	16911	6800	4731	11531	6667	4707	11374
	嘱託・契約社員	139	912	1051	20	553	573	24	676	700
	小 計	9753	8209	17962	6820	5284	12104	6691	5383	12074
	出向者	130	157	287	93	64	157	111	69	180
	合 計	9883	8366	18249	6913	5348	12261	6802	5452	12254
(株) ジ ャ ル キ ャ ピ タ ル	正 社 員	8	18	26	8	17	25	0	0	0
	嘱託・契約社員	1	5	6	1	4	5	0	0	0
	小 計	9	23	32	9	21	30	0	0	0
	出向者	8	2	10	4	1	5	0	0	0
	合 計	17	25	42	13	22	35	0	0	0
合 計	正 社 員	9622	7315	16937	6808	4748	11556	6667	4707	11374
	嘱託・契約社員	140	917	1057	21	557	578	24	676	700
	小 計	9762	8232	17994	6829	5305	12134	6691	5383	12074
	出向者	144	159	303	103	65	168	111	69	180
	合 計	9906	8391	18297	6932	5370	12302	6802	5452	12254

※平成22年12月1日、更生会社株式会社日本航空インターナショナルは、同社を存続会社とし、更生会社株式会社日本航空及び更生会社株式会社ジャルキャピタルを消滅会社とする合併を行っている

損益計算書 (平成22年12月1日～平成23年2月28日)

別紙4

平成22年(三)第1号乃至3号 更生会社株式会社日本航空インターナショナル

(単位：百万円)

	合計	
	実績	構成比 (%) ※
事業収益	241,166	100.0
事業費	188,211	78.0
営業総利益	52,955	22.0
販売費及び一般管理費	29,331	12.2
営業利益	23,623	9.8
営業外収益	1,943	0.8
営業外費用	2,637	1.1
経常利益	22,929	9.5
特別利益	2,500,621	1,036.9
特別損失	5,704	2.4
税引前純利益	2,517,846	1,044.0
法人税・住民税・事業税等	-	0.0
法人税等調整額	7	0.0
税引後純利益	2,517,838	1,044.0

※事業収益に対する構成比を示している。

更生債権等弁済総括表

別紙 5

平成22年(三)第1号乃至3号 更生会社株式会社日本航空インターナショナル

1. 更生担保権

弁済すべき更生担保権額	7件	298,601,100,613 円
平成23年3月28日迄に弁済した金額	7件	298,601,100,613 円
弁済未了の債権額	0件	0 円

2. 優先的更生債権(租税・労働債権)

①納付すべき優先的更生債権額(租税)	116件	3,226,568,740 円
平成23年12月20日に納付した金額	116件	3,226,568,740 円
②弁済すべき優先的更生債権額(労働債権)	396件	4,281,164,788 円
平成22年12月15日から平成23年2月7日迄に弁済した金額	396件	4,281,164,788 円
弁済未了の債権額	0件	0 円

3. 一般更生債権(国内債・JAL企業年金基金・一般・保証債権)

①弁済すべき一般更生債権額(国内債)	140件	5,924,135,119 円
平成23年2月18日及び22日に弁済した金額	140件	5,924,135,119 円
②弁済すべき一般更生債権額(JAL企業年金基金)	1件	18,565,891,830 円
平成23年1月14日に弁済した金額	1件	18,565,891,830 円
③弁済すべき一般更生債権額(一般/円)	40件	56,147,758,781 円
平成23年3月24日及び28日に弁済した金額(円)	40件	56,147,758,781 円
④弁済すべき一般更生債権額(一般/\$)	13件	101,399,890.83 \$
平成23年3月24日に弁済した金額(\$)	13件	101,399,890.83 \$
⑤弁済すべき一般更生債権(保証債権)*	9件	1,630,480,365 円
弁済未了の債権額	9件	1,630,480,365 円

*弁済未了の債権額として、更生計画別表11-2記載の確定更生債権額に12.5%を乗じた金額を記載した。もっとも、保証債権については、管財人に対して期限の利益喪失通知がなされるまでに主たる債務者が弁済した金額を控除した残額が確定更生債権とみなされ、権利の変更及び弁済がなされることから(更生計画第4章、第4節、第3、1)、実際の弁済額は上記金額を下回る可能性が高い。

4. 未確定更生債権/担保権

①弁済すべき未確定更生債権/担保権(円)*	6件	297,771,010 円
②弁済すべき未確定更生債権(\$)*	1件	150,795.43 \$
③弁済すべき未確定更生債権(£)*	1件	23,134.42 £
弁済未了の債権額	6件	297,771,010 円
	1件	150,795.43 \$
	1件	23,134.42 £

*弁済未了の債権額として更生計画別表13、14-1及び14-2記載の査定/確定請求額に12.5%を乗じた金額を記載した。もっとも、未確定更生債権等の額は、査定手続等を経て査定/確定請求額を下回る金額に確定する可能性が高く、実際の弁済額は上記金額を下回る可能性が高い。

5. 合計額

弁済・納付すべき更生債権額(円)【3⑤及び4①を含む】	715件	388,674,871,246 円
弁済すべき更生債権額(\$)【4②を含む】	14件	101,550,686.26 \$
弁済すべき更生債権(£)	1件	23,134.42 £
弁済・納付した更生債権額(円)	700件	386,746,619,871 円
弁済した更生債権額(\$)	13件	101,399,890.83 \$
弁済未了の債権額	15件	1,928,251,375 円
	1件	150,795.43 \$
	1件	23,134.42 £

■弁済すべき更生債権等のうち平成23年3月28日までに弁済が完了した債権の割合 99.51%

比較貸借対照表(平成22年1月19日現在及び平成23年2月28日)

別紙6

平成22年(三)第1号乃至3号 更生会社株式会社日本航空インターナショナル

(単位:百万円)

科目	金額			科目	金額		
	H23. 2. 28	H22. 1. 19	増減		H23. 2. 28	H22. 1. 19	増減
流動資産	626,372	535,521	90,851	流動負債	375,539	455,553	△80,013
現金及び預金	391,153	223,499	167,653	営業未払金	132,878	38,375	94,502
営業未収入金	118,333	176,020	△57,686	短期借入金	56,697	252,758	△196,061
貯蔵品	22,056	22,200	△144	リース債務	40,272	42,018	△1,746
前払費用	7,381	42,606	△35,225	リース解約損失引当金	10,412	26,100	△15,687
その他流動資産	87,505	81,468	6,036	事業再構築引当金	10,181	43,061	△32,879
貸倒引当金	△57	△10,274	10,216	その他の流動負債	125,097	53,239	71,857
固定資産	685,903	823,615	△137,712	固定負債	421,085	733,630	△312,544
(有形固定資産)	482,738	573,899	△91,161	長期借入金	28,606	37,316	△8,710
建物及び構築物	32,535	30,851	1,683	退職給与引当金	130,891	355,457	△224,565
機械装置及び運搬具	5,962	6,661	△698	関係会社事業損失引当金	31,089	21,569	9,520
航空機	376,286	457,479	△81,193	長期リース債務	151,424	204,737	△53,313
土地	2,695	2,799	△104	リース解約損失引当金	-	10,384	△10,384
建設仮勘定	62,427	75,468	△13,040	事業再構築引当金	5,693	5,694	0
その他有形固定資産	2,830	638	2,192	その他の固定負債	73,380	98,470	△25,090
(無形固定資産)	48,734	63,840	△15,106	更生債権等	361,113	1,170,903	△809,789
ソフトウェア	48,734	63,840	△15,106	更生担保権	281,718	291,121	△9,403
その他無形固定資産	0	0	0	優先的更生債権	-	3,524	△3,524
(投資等)	154,431	185,874	△31,443	一般更生債権	79,395	876,258	△796,862
投資有価証券	17,761	17,857	△96	負債合計	1,157,738	2,360,087	△1,202,348
関係会社株式	70,763	83,957	△13,194	資本金	175,002	251,000	△75,998
長期貸付金	16,089	16,716	△627	資本剰余金	175,002	188,253	△13,251
その他投資	50,230	68,074	△17,844	利益剰余金	△195,467	△1,439,422	1,243,955
貸倒引当金	△412	△731	318	繰越利益剰余金	△195,467	△1,439,422	1,243,955
資産合計	1,312,275	1,359,136	△46,861	自己株式	-	△781	781
				純資産合計	154,536	△1,000,950	1,155,487
				負債及び純資産合計	1,312,275	1,359,136	△46,861

※平成22年12月1日、更生会社株式会社日本航空インターナショナルは、同社を存続会社とし、更生会社株式会社日本航空及び更生会社株式会社ジャルキャピタルを消滅会社とする合併を行っているため、平成22年1月19日の貸借対照表は更生三社の単純合算(内部債権相殺消去後)のものを記載している。